No	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	行旅死亡人葬祭委託	200:その他	(株)公益社	161,429円	平成30年10月23日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G2	-
2	行旅死亡人葬祭委託	200:その他	(株)公益社	169,789円	平成30年11月2日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G2	-

随意契約理由書

- 2. 契約の相手方 株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し(実際には区役所での死体の引き取りはしない)がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ(電話番号:06-6267-9872)

随意契約理由書

- 2. 契約の相手方 株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し(実際には区役所での死体の引き取りはしない)がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ(電話番号:06-6267-9872)